

第 I 章 設立の沿革と施設の概要

1 設立の沿革

(1) 心身障がい者リハビリテーションセンター建設までの経過

昭和 47 年、大阪市社会福祉審議会は、障がい者の福祉の向上を図る施策として、心身障がい者リハビリテーションセンターの設置、職業リハビリテーションセンターの施設の整備等について答申した。

この答申を受けて、昭和 50 年、心身障害者リハビリテーションセンター建設調査委員会は、「基本的なあり方」に関する報告を行った。この報告に基づく当初計画は、リハビリテーションセンターの機能のうち、病院部分を新市民病院構想と連携させるというものであったが、引き続き検討を加えることになった。

昭和 56 年、建設調査委員会は、改めて「リハビリテーションセンターの基本的なあり方」に関する報告を行い、新しい基本構想を提案した。

この提案を受け、昭和 57 年、障がい者福祉の向上を図る基幹施設として、心身障がい者リハビリテーションセンターが建設されることとなった。

【設立時の基本構想】

- ① 身体障害者更生相談所の機能及び児童相談所の機能の一部を包含した相談指導部門を設け、障がい者のそれぞれの年齢と発達段階に応じた一貫性のある相談指導を行う。
- ② 障がい者及び障がいに関する高度な情報の管理設備及び判定設備を設けて、総合的かつ適切な処遇方針を作成する。なお、医療設備については、センターの機能に即応したものとし、治療並びに長期訓練については、ケアシステム化による有機的連携のもとに既存の社会資源（医療機関、福祉施設など）を活用する。
- ③ 障がい者の職業に関する相談、評価、判定、訓練を総合的に行う機能を持つ設備を設け、一般企業への雇用、福祉向上、授産施設などへの適応をはかる。
- ④ 医学的、社会・心理的、職業的リハビリテーションについての研究・開発を行い、地域施設への助言、指導とリハビリテーションにかかわる人々の研修を行う。
- ⑤ 障がい者の日常の利便に資するための社会資源（医療機関、福祉施設等）、生活環境、日常生活等に関する内外の情報、資料等を収集し提供する。

(2) 心身障がい者リハビリテーションセンターの成り立ち

身体障害者福祉センター（旧東区）は身体障がい者の援助の拡充と向上を図り、併せて身体障がい者団体の指導育成を目的として昭和 41 年 12 月から業務を開始したが、このうち更生援護事業：相談・判定部門（身体障害者更生相談所業務を含む）については、心身障がい者リハビリテーションセンター（平野区）の完成とともに昭和 58 年 12 月に同センター内へ移転し、昭和 59 年 4 月から同センター事業に継承された。また、同年 6 月には訓練部門として更生療育センターが事業を開始、昭和 60 年 4 月には職業訓練部門として職業リハビリテーションセンターが事業を開始した。

平成 5 年には、知的障害者福祉法の改正に伴い、政令指定都市においても知的障がい者の更生相談所業務を行うことが認められたことを受け、同年 10 月淀川区に知的障がい者の更生相談所業務を行う療育相談課（愛称：“はーとふる” ぷらざ）を開設、平成 10 年 4 月には心身障がい者リハビリテーションセンター増築棟の完成に伴い同センター内へ移転した。

また、平成 5 年には、同年 5 月に施行された「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」を受け、障がい者への適切な対応を行うべく、同年 8 月に「大阪市援助技術研究所」（平成 10 年 4 月「援助技術研究室」に名称変更）を設置し、障がい者（児）の福祉用具に関する専門的助言や適合判断等を行う「補装具・福祉機器普及事業」を開始した。

その後、平成 18 年 1 月には、発達障害者支援法の施行（平成 17 年 4 月 1 日）を受け、発達障がい者支援センター「エルムおおさか」を開設、平成 25 年 4 月 1 日には関係部局の横断的連携による施策の推進を図るため、心身障がい者リハビリテーションセンターに発達障がい者支援室を設置した。

(3) 沿革 (令和6年4月1日現在)

昭和31年 (1956年)	11月1日	大阪市立大学医学部付属病院(阿倍野区)に身体障害者更生相談所を設置
昭和34年 (1959年)	10月31日	身体障害者更生相談所を大阪市立東市民病院(旧東区)に移設 【業務開始:昭和34年11月2日】
昭和35年 (1960年)	12月1日	通所による肢体障がい者の理学療法訓練実施のため、身体障害者更生相談所に身体障害者更生指導所を併設 【業務開始:昭和36年4月1日】
昭和40年 (1965年)	9月30日	東市民病院閉鎖(更生相談所及び更生指導所は存続)
昭和41年 (1966年)	10月1日	身体障害者福祉施設条例制定(条例39) 大阪市立身体障害者福祉センターと改称 同センターに大阪市身体障害者更生相談所併設
	11月10日	身体障害者福祉施設規則制定(規則85) 身体障害者福祉センター管理係・指導係設置
	12月15日	身体障害者福祉センター業務開始
昭和43年 (1968年)	10月1日	心臓、呼吸器機能障がい判定開始(更生相談所)
	11月1日	身体障害者自動車運転技能習得金支給事業開始
昭和44年 (1969年)	5月1日	重度肢体障害者訪問診断開始(日本赤十字社大阪府支部協力)
昭和47年 (1972年)	6月22日	大阪市社会福祉審議会「心身障害者福祉対策」について答申
昭和48年 (1973年)	11月24日	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター建設調査委員会発足
昭和50年 (1975年)	5月10日	建設調査委員会「大阪市立心身障害者リハビリテーションセンターの基本的なあり方に関する報告」を市長に提言
昭和51年 (1976年)	4月1日	リハビリテーションセンター建設準備室発足
昭和56年 (1981年)	2月10日	建設調査委員会「大阪市におけるリハビリテーションセンターの基本的なあり方に関する報告について」を市長に提出
昭和57年 (1982年)	6月4日	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター建設着工
昭和58年 (1983年)	11月30日	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター(平野区)完成
	12月24日	身体障害者福祉センター(旧東区)事業のうち更生援護事業:相談・判定部門(身体障害者更生相談所業務を含む)を心身障害者リハビリテーションセンターに移転

昭和 59 年 (1984 年)	4 月 2 日	身体障害者福祉施設条例一部改正（身体障害者福祉センターの廃止・条例 49） 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（条例 50）及び同規則（規則 72）制定・施行 相談・判定部門業務開始
	6 月 1 日	訓練部門【更生療育センター】業務開始
昭和 60 年 (1985 年)	4 月 1 日	職業訓練部門【職業リハビリテーションセンター】業務開始（情報処理科・紙器製造科）
	10 月 1 日	訓練部門：通所訓練事業（機能回復訓練）・住宅相談事業開始
昭和 61 年 (1986 年)	4 月 1 日	相談・判定部門：診療所において保険診療業務開始
昭和 63 年 (1988 年)	6 月 1 日	訓練部門：通所言語訓練事業開始 職業訓練部門：パソコン通信講習会事業開始
	4 月 1 日	職業訓練部門：情報処理科プログラマーコース（技術系）新設
平成 2 年 (1990 年)	4 月 1 日	知的障害者就労支援事業開始
平成 5 年 (1993 年)	8 月 2 日	補装具・福祉機器普及事業開始
	10 月 1 日	淀川区に療育相談課（愛称：“はーとふる” ぷらざ）設置 知的障がい者の更生相談所業務開始
平成 6 年 (1994 年)	4 月 1 日	職業訓練部門：パソコン通信による情報処理訓練事業開始
平成 9 年 (1997 年)	3 月 28 日	心身障害者リハビリテーションセンター増築工事着工
	11 月 27 日	大阪市地域リハビリテーション協議会設置
平成 10 年 (1998 年)	4 月 1 日	療育相談課（愛称：“はーとふる” ぷらざ）を淀川区から心身障害者リハビリテーションセンター内に移転 職業訓練部門：情報処理訓練事業（知的障がい者対象）開始
	11 月 2 日	からだところの相談クリニック事業開始
平成 13 年 (2001 年)	2 月 1 日	障害者健康診査事業開始
	5 月 1 日	訓練部門：短期入所事業開始
平成 17 年 (2005 年)	4 月 1 日	訓練部門：身体障害者療護施設通所型事業開始 更生相談課と療育相談課を廃止し、相談課を設置
平成 18 年 (2006 年)	1 月 10 日	発達障害者支援センター「エルムおおさか」開設
	4 月 1 日	発達障害児療育支援事業開始 更生療育センター：2 年間の指定管理者制度による管理運営に移行
平成 19 年 (2007 年)	4 月 1 日	管理課及び相談課を廃止し、総務担当及び相談担当設置
平成 20 年 (2008 年)	4 月 1 日	更生療育センター（※4 年間の指定管理制度） 職業訓練部門：ワークアドバンス科（精神障がい者対象）新設

平成 21 年 (2009 年)	3 月 31 日	身体障害者自動車運転技能習得金支給事業廃止 職業訓練部門：情報処理訓練事業（知的障がい者対象）廃止 訓練部門：身体障害者療護施設通所型事業廃止
	4 月 1 日	更生療育センター：更生部門が新事業体系へ移行 身体障害者更生施設→障害者支援施設（入所支援、自立訓練・機能訓練） 職業訓練部門：情報処理科にビジネスパートナーコース（知的障がい者対象）新設
平成 23 年 (2011 年)	4 月 1 日	総務担当及び相談担当を廃止し、管理課及び相談課を設置
平成 24 年 (2012 年)	4 月 1 日	更生療育センター：療育部門が新事業体系へ移行 （※4 年間の指定管理制度） 知的障害児通園施設・肢体不自由児通園施設 →福祉型児童発達支援センター・医療型児童発達支援センター
	9 月 1 日	発達障害児療育支援事業廃止 大阪市において「障害」の表記を変更（「障害」（漢字）を「障がい」（平仮名）へ） ※法令、条例、規則等の例規等により漢字表記が適当と認められる場合を除く。
平成 25 年 (2013 年)	4 月 1 日	発達障がい者支援室設置 事務分掌規則において相談課に「発達障害者支援法に関すること」が追加
平成 26 年 (2014 年)	3 月 31 日	職業訓練部門：情報処理科システム開発コース（2 年）廃止
	8 月 1 日	更生療育センター：更生部門で生活訓練（自立訓練事業）開始
平成 28 年 (2016 年)	3 月 31 日	更生療育センター：医療型児童発達支援センターの廃止
	4 月 1 日	更生療育センター（※5 年間の指定管理制度）
	10 月 1 日	職業訓練部門：ジョブ・コミュニケーション科（発達障がい者対象）新設
令和 2 年 (2020 年)	4 月 1 日	職業訓練部門：ジョブ・コミュニケーション科（発達障がい者対象）入校月変更 ICT テレワーク科（障がいのある方[障がいの種別を問わない]） 新設
令和 3 年 (2021 年)	4 月 1 日	更生療育センター（※5 年間の指定管理制度） 更生療育センター：更生部門で生活介護事業開始（定員 10 名）
	4 月 1 日	職業訓練部門：情報処理科の廃止 オフィス実務科、ビジネスパートナー科の新設
令和 6 年 (2024 年)	4 月 1 日	更生療育センター：児童福祉法の改正（令和 4 年 6 月：令和 6 年 4 月施行）により児童発達支援の類型（福祉型・医療型）が一元化 福祉型児童発達支援センター→児童発達支援センター 更生部門定員変更 機能訓練 34 名→20 名 生活介護 10 名→24 名

2 施設の概要

(1) 設置の趣旨

障がいのある方が抱えている問題は、障がいの種類・程度、発生の時期、原因等によって種々さまざまで、福祉・医療・教育・労働等、多くの分野にわたって関連している。障がい者に対する支援は、これらの分野を有機的に連携させて、総合的立場から継続して行う必要がある。

リハビリテーションセンターは、このような趣旨にそって建設された障がい者福祉の向上を図る基幹施設であり、区役所・区保健福祉センターをはじめ、医療機関や子ども相談センター、教育機関、他の福祉施設等と相互に緊密な連携をとりながら、障がいのある方への支援サービスを体系的に行うことをめざす。

(2) 所在地

大阪市平野区喜連西 6 丁目 2 番 55 号

(3) 建物の名称、構造、規模

	構 造	延床面積	工 期 【事業開始】	備 考
A 棟	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階建	4189.99㎡	昭和57年6月～昭和58年11月 【昭和59年4月～】	敷地面積 6824.75㎡ 建築面積 3,258.73㎡
B 棟 《更生療育センター》	鉄筋コンクリート造 地上3階建 ※A棟と一体の連棟	2956.62㎡	※増築 平成9年3月～平成10年2月	
C 棟 《職業リハビリテーションセンター》	鉄筋コンクリート造 地上2階建	1849.92㎡	昭和59年10月～昭和60年3月 【昭和60年4月～】	

※南部子ども相談センター除く

(4) 建物配置・棟別平面図

P 66～71 参照

3 機能と組織

リハビリテーションセンターは、障がいのある方に対してそれぞれの状況に見合ったリハビリテーションと支援サービスを総合的に行うため、A棟（相談・指導、診断・判定）、B棟（更生・療育訓練）及びC棟（職業能力開発訓練）が連携しながら支援や訓練を行うとともに、それぞれの分野を総括した研究・研修・情報サービス等の業務も行っている。

（令和6年4月1日現在）

	設置	運営	組 織 ・ 機 構		
A棟 〔相談・指導 診断・判定〕	大阪市		管 理 課	管理グループ・企画グループ	
			相 談 課	相談グループ	《身体障がい者更生相談所》 《知的障がい者更生相談所》
				支援グループ	
				心理グループ	
発達障がい者支援グループ（発達障がい者支援室）					
			診 療 所		
B棟 〔更生訓練 療育訓練〕	更生療育センター （指定管理）		発達障がい者支援センター（エルムおおさか）		
			援助技術研究室（補装具・福祉機器普及事業）		
			更 生 部 門	障がい者支援施設 〔施設入所支援 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 生活介護〕	
			療 育 部 門	児童発達支援センター	
C棟 〔職業能力 開発訓練〕	職業リハビリテーションセンター	（社福） 大阪市障害者福祉・スポーツ協会	オフィス実務科		
			ビジネスパートナー科		
			ワーキングスキル科		
			ワークアドバンスト科		
			ジョブ・コミュニケーション科		
			ICTテレワーク科		
			大阪市南部地域障がい者就業・生活支援センター		
			平野区障がい者基幹相談支援センター		